

吉田町男女共同参画プラン (第3次)

平成29年度～平成32年度



平成29年3月



吉田町

ごあいさつ



男女共同参画社会の形成を目的とする「男女共同参画社会基本法」が制定されてから18年目を迎えましたが、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来による生産労働人口の減少など、社会情勢が急激に変化する中で、引き続き活力ある社会を維持していくためには、教育の場、職場、家庭、地域等のあらゆる場面において、男女がともに参画し、活躍することがますます必要不可欠なものとなっており、男女ともに一人ひとりが個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

こうした状況の中、国は働く女性の仕事と家庭の両立を支援し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」いわゆる「女性活躍推進法」を施行いたしました。

本プランでは、こうした背景を踏まえ、従来取り組んできた男女共同参画の取組に新たな施策として、「職業生活における女性の活躍の推進」及び「男女共同参画の視点に立った防災の推進」の2つを加えております。

本町における男女共同参画の推進は、あらゆる施策を横断する政策目標であると捉え、本プランの目指す姿である「住民一人ひとりがともにいきいきと暮らせるまち」の実現に向け、様々な取組を推進してまいります。

男女共同参画社会の実現のためには、行政はもとより町民の皆様、企業・関係団体の方々が一体となり取り組むことが必要となりますので、更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本プランの策定にあたり御尽力いただきました吉田町男女共同参画プラン検討委員会委員の皆様をはじめ、町民意識調査等を通じ、貴重な御意見をいただきました町民の皆様に心より感謝申し上げます。

吉田町長 **田村 典彦**

目 次

第1章 プランの基本的な考え方 1

- 1 プラン策定の趣旨 1
- 2 プランの期間 1
- 3 プランの位置付け 2
- 4 目指す姿・基本目標 2
- 5 指標の設定 3

第2章 プランの内容 4

- プランの体系 4
- 基本目標1 あらゆる教育の場において 6
- 基本目標2 職場において 11
- 基本目標3 家庭において 17
- 基本目標4 地域において 23

第3章 プランの推進に向けて 28

- 1 庁内における推進 28
- 2 住民及び関係機関等との連携 28
- 3 男女共同参画に関する情報の提供 28
- 4 施策の評価 28

資 料 29

- 1 社会的背景 30
 - 2 吉田町男女共同参画プラン（第3次）策定までの経過 31
 - 3 主な男女共同参画に関する動き 32
 - 4 吉田町男女共同参画プラン検討委員会 設置要綱 34
 - 5 吉田町男女共同参画プラン検討委員会 委員名簿 36
 - 6 吉田町男女共同参画基本計画推進委員会 設置要綱 37
 - 7 男女共同参画基本法 39
 - 8 静岡県男女共同参画推進条例 45
 - 9 用語解説 49
- (本文中の*印の付いている言葉について、意味を掲載しています)

第1章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における動向を踏まえて、男女平等を目指す取組が進められており、「すべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」は、少子高齢化が進み人口減少社会に突入した我が国にとって、社会の多様性と活力の向上、経済の力強い発展等の確保の観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題に位置付けられています。

本町においても、平成18年度に「吉田町男女共同参画プラン」(以下「プラン」という。)、平成22年度にプラン(第2次)を策定し、これまでその取組を総合的に推進してきましたが、計画期間が平成28年度をもって終期を迎えることから、この度、社会情勢の変化、本町の現状などを踏まえた新たなプランを策定します。

男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」のことです。この理念を実現するために「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成11(1999)年6月23日に公布・施行されました。



2 プランの期間

本プランは、平成29年度から平成32年度までの4年間を計画期間とします。

3 プランの位置付け

本プランは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「市町村男女共同参画計画」に当たり、国の「第4次男女共同参画基本計画」、静岡県「第2次静岡県男女共同参画基本計画」を勘案して策定したものです。

さらに、本プランは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）*に基づく本町における推進計画と位置付けます。

本町における「男女共同参画社会の形成」は、「第5次吉田町総合計画」の「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」の施策の1つであり、「第5次吉田町総合計画」、「吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「吉田町人口ビジョン」と整合を図り、関連計画と連携し、推進していくものです。

4 目指す姿・基本目標

目指す姿

住民一人ひとりが ともにいきいきと暮らせるまち

すべての人が自らの主体的な意思によっていきいきと活動するためには、男女の人権があらゆる場面において尊重され、責任を分かち合い、自らの能力や個性を自由に発揮して自分らしく生きることができる社会を築いていく必要があります。

男性も女性もその性別にとらわれることなく、ともに支えあい、ともに責任を担い、個人としての意思を自ら選択して行動し、自分にふさわしい生き方を選択できるような社会を形成するために、「住民一人ひとりがともにいきいきと暮らせるまち」を目指して、施策を推進していきます。

基本目標

本町が目指す姿である「住民一人ひとりがともにいきいきと暮らせるまち」を創るため、次の4つの基本目標を定めます。

基本目標 1 あらゆる教育の場において

人と人がお互いに人権を尊重し合い、思いやりの心を育む教育環境をつくる。

基本目標 2 職場において

男女がお互いを尊重し、個人が個性と能力を発揮できる労働環境をつくる。

基本目標 3 家庭において

男女が家事・子育てや介護などすべてにおいて、とものよるこびや責任を分かち合うことができる家庭をつくる。

基本目標 4 地域において

誰もが参画しやすく、お互いに助け合い、安心して暮らせる活力ある地域をつくる。

5 指標の設定

基本目標の達成に向けた実用性のあるアクションプランとなるよう、施策の方向ごとに「指標」を設定し、計画の推進状況を把握します。

数値化できる項目については、できる限り具体的な数値目標を明確に設定することとし、その達成状況について定期的に評価・検証を行います。

第2章 プランの内容

■ プランの体系

基本目標を達成するため、施策の方向と具体的な施策を設定し、実施することとします。

目指す姿

住民一人ひとりがともにいきいきと暮らせるまち

基本目標

1 あらゆる教育の場において

人と人がお互いに人権を尊重し合い、思いやりの心を育む教育環境をつくる。

2 職場において

男女がお互いを尊重し、個人が個性と能力を発揮できる労働環境をつくる。

3 家庭において

男女が家事、子育てや介護などすべてにおいて、ともによるこびや責任を分かち合うことができる家庭をつくる。

4 地域において

誰もが参画しやすく、お互いに助け合い、安心して暮らせる活力ある地域をつくる。



施策の方向

- 1 学校教育における人権尊重・男女平等に関する教育の推進
- 2 子育てや教育に携わる者への男女共同参画に関する教育・学習の推進
- 3 あらゆる世代における人権尊重・男女共同参画意識の啓発

相互連携

- 1 男女平等の労働環境の創出
- 2 男性中心型の労働慣行の見直し
- 3 職場における女性の活躍の推進

- 1 男性の家事・育児・介護への参画促進
- 2 多様なライフスタイルを実現できる体制づくり
- 3 お互いを思いやる心と身体の健康づくり

相互連携

- 1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
- 2 男女共同参画の視点に立った防災の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と男女の新しい活躍

相互連携

基本目標 1 あらゆる教育の場において

人と人がお互いに人権を尊重し合い、思いやりの心を育む教育環境をつくる。

現状

- 「平成 28 年度吉田町男女共同参画に関する町民意識調査」（以下「アンケート」という。詳細は下記参照。）の結果によると、社会全体での男女の地位の平等感では『男性優遇』と感じている人が大半を占める。（P.10 グラフ①）
- 男女共同参画社会を実現するために力を入れていくべきこととして、「男女が互いに対等な存在として尊重する意識を持つ」が最も多く“社会通念、慣習、しきたり”での平等感では『男性優遇』を感じている人が多い。（P.10 表①）
- “ドメスティック・バイオレンス（DV）*”、“男女雇用機会均等法*”、“ストーカー行為*等の規制等に関する法律（ストーカー規制法*）”、“マタニティ・ハラスメント*”などの暴力防止や労働に関する制度・言葉については認知度が高いが、国の「男女共同参画社会に関する世論調査（平成 24 年）」に比べると知らない人の割合はまだ高い。

課題

- ◆ 意識や制度、慣行の見直しを図るため、より一層の広報・啓発活動の推進が必要
- ◆ 広報誌やホームページ等においても、男女共同参画の視点に立った情報提供が必要
- ◆ 中学生等の若年層に対し、早い段階での男女平等教育が必要

「平成 28 年度吉田町男女共同参画に関する町民意識調査」
吉田町男女共同参画プラン（第 3 次）の策定に当たり、吉田町における男女共同参画の現状や町民の意識を把握するため、調査を実施しました。

◀調査概要▶

- 調査対象 町内在住の 16 歳以上の男女 1,000 人
- 回答者数（率） 310 人（31%）
- 調査期間 平成 28 年 8 月 5 日～8 月 22 日



施策の方向と主な取組

施策の方向 1

学校教育における人権尊重・男女平等に関する教育の推進

学校においては、学力の向上だけでなく、人権の尊重に関する教育を推進し、人を思いやる気持ちを育てることが大切です。また、これまでの社会的・文化的・歴史的に作られてきた性差別を見直すために、人間形成にとって重要な時期である幼少期から、男女平等や男女共同参画の意識を育てていくことが重要です。

主な取組	主な推進課
①教科指導や特別活動などにおける男女平等を推進する教育の充実 ②男女共同参画の視点に立った、児童・生徒の個性を伸ばす教育の充実 ③男女共同参画の視点に立った、キャリア教育の充実	学校教育課 企画課



	現況 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
中学生における「男女共同参画社会」という用語の認知度	11 %	90 %
中学生における固定的性別役割分担意識*が解消されている割合	20.7 %	50 %

施策の方向 2

子育てや教育に携わる者への男女共同参画に関する教育・学習の推進

子どもたちの個性を伸ばすとともに、男女平等・男女共同参画の意識を育むためには、子育てや教育に携わる者が男女平等・男女共同参画を正確に理解し、実践することが重要です。そのため、子育てや教育に携わる者への教育・学習機会を創出する必要があります。

主な取組	主な推進課
①子育てに関する講演会や家庭教育推進事業の充実 ②学校等の教育機関や企業等を対象とした、男女共同参画に関する学習機会の提供	こども未来課 健康づくり課 学校教育課 企画課



	現況 (平成 28 年度)	目標 (平成 32 年度)
男女共同参画推進講演会参加者に占める若年層（40 歳代以下）の割合	29.4 %	50 %
男女共同参画の視点に立った子育て世代向けセミナー等の開催回数	8 回/年	12 回/年

施策の方向 3

あらゆる世代における人権尊重・男女共同参画意識の啓発

男女の人権が尊重され、社会のあらゆる分野において真の男女平等を実現するためには、職場、地域、家庭における教育・学習が重要な役割を果たします。職場、地域や家庭といった様々な生活の場を通じ、人権尊重を基盤にした男女平等社会の実現に向けた意識の醸成を図る必要があります。

主な取組	主な推進課
① 広報誌やホームページ等における男女共同参画の啓発・情報提供の充実 ② 講座や講演会等の開催による男女共同参画に関する学習機会の充実	町民課 生涯学習課 企画課

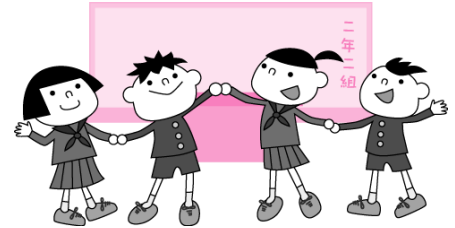


	現況 (平成 28 年度)	目標 (平成 32 年度)
広報誌等への男女共同参画に関する記事の掲載回数	1 回/年	3 回/年
人権教室及び人権啓発活動の開催回数	5 回/年	6 回/年
男女共同参画に関する講演会や講座等の開催回数	18 回/年	22 回/年

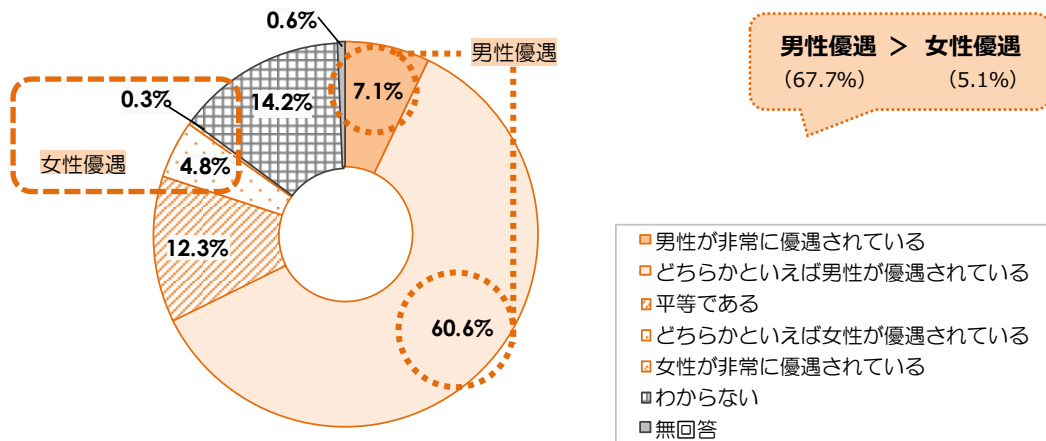
4年後の姿

学校では、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が行われ、性別にとらわれない適性に応じた主体的な進路選択がなされています。

また、あらゆる分野において、男女共同参画に関する学習機会の充実が図られています。



【グラフ①】社会全体での男女の地位の平等感



【表①】各分野での男女の地位の平等感

分野	男性優遇		平等である	女性優遇		わからない	無回答
	男性が非常に優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている		どちらかといえば女性が優遇されている	女性が非常に優遇されている		
家庭生活	7.7	48.1	26.8	4.8	1.6	7.4	3.5
職場	13.9	47.4	15.2	4.5	1.0	11.9	6.1
学校教育の場	2.9	14.8	50.0	3.5	—	22.3	6.5
地域（自治会・自主防災会など）	9.0	37.4	24.5	3.2	0.3	19.4	6.1
政治の場	22.6	47.1	12.9	1.0	0.6	10.0	5.8
法律や制度の上	10.0	33.9	24.5	5.2	2.3	18.1	6.1
社会通念・慣習・しきたりなど	17.7	53.9	10.0	3.9	—	10.0	4.5

（単位：％）

すべての分野において、男性優遇 > 女性優遇

グラフ①・表①：平成28年度吉田町男女共同参画に関する町民意識調査

基本目標 2 職場において

男女がお互いを尊重し、個人が個性と能力を発揮できる労働環境をつくる。

現状

- アンケートの結果によると、女性が職を持つことについて、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が最も多く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」となっており、子育てしながら職業を持つことを望む人が多い。静岡県「男女共同参画に関する県民意識調査（平成27年度）」と比較しても、同様の傾向となっている。また、性別では男性が女性に比べて「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と考えている人がやや多い。（P.15 表②）
- 女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なことは「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が7割以上と最も多く、次いで「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」（52.6%）、「女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革」（50.0%）の順となっている。（P.16 グラフ②）
- 女性の社会参画をさらに進めるために必要なことは、男性、女性ともに「育児・介護の支援」が高い。
- 男性の育児・介護休業*の取得は、「どちらかといえば取った方がよい」が最も多く、次いで「積極的に取った方がよい」の順となっている。育児休業では6割以上（64.9%）、介護休業では7割以上（71.0%）が『取った方がよい』と回答している。（P.16 グラフ③）
- セクシュアル・ハラスメント*の経験では、女性において「セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある」が1割近く（8.7%）を占める。対応として、「家族や身近な人、友人に相談した」、次いで「勤め先の担当者に相談した」が多い一方で、「仕方がないと思い、何もしなかった」も3割以上（31.6%）と多く、「世間体や、今後の不利益を考えると何もできなかった」が10.5%となっている。

課題

- ◆ 子育て・介護と仕事が両立できる雇用環境の整備（長時間労働の抑制、多様な働き方の普及）が必要
- ◆ 働く意思のある人に対する雇用の場の拡充が必要
- ◆ 介護における男女共同参画の促進及び介護負担の軽減に向けた支援策の充実が必要
- ◆ ポジティブ・アクション*の導入も視野に入れた、女性の職域の拡大や管理職への登用等についての啓発が必要

施策の方向と主な取組

施策の方向 1

男女平等の労働環境の創出

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現するため、男女雇用機会均等法が平成19年に改正されました。労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分発揮することができる雇用環境の整備に努める必要があります。引き続き、企業など働く場においての男女共同参画意識を高めるよう啓発を行うことが重要です。

主な取組	主な推進課
①「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の普及促進 ②雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する意識の啓発 ③職場におけるハラスメント（セクハラ・マタハラ等）防止意識の啓発	産業課 企画課



	現況 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の数	19件	24件
セクハラ・マタハラ等に関する従業員の意識啓発を行っている町内事業所の割合	-	20%

施策の方向 2

男性中心型の労働慣行の見直し

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）を実現するためには、職場における理解と環境づくりが必要です。長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男女がともに家事や育児等を行っていくことが重要です。そこで、ワーク・ライフ・バランスの意識が普及するよう、職場の理解の促進、職場における子育てや介護に関わる支援体制の充実を図る必要があります。

主な取組	主な推進課
①男性の育児休業・介護休業取得の促進 ②就労者すべてに働き方・暮らし方に関する意識の啓発 ③長時間労働等の労働慣行の見直しの促進	こども未来課 福祉課 産業課 企画課



	現況 (平成 28 年度)	目標 (平成 32 年度)
広報誌等における雇用・労働の法制度の周知回数	2 回/年	4 回/年
町内事業所における育児休業取得者に占める男性の割合	-	5 %
町内事業所における介護休業取得者に占める男性の割合	-	15 %

施策の方向 3

職場における女性の活躍の推進

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、女性活躍推進法が平成 27 年に制定されました。自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮するため、希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組んでいく必要があります。

主な取組	主な推進課
①女性の就職・創業に関する支援の充実 ②女性の能力向上のための研修機会の充実 ③指導的人材育成及び女性団体の活動支援の充実 ④企業等における女性管理職の登用に向けた意識改革の促進 ⑤多様なニーズに対応した保育サービスの整備や放課後児童対策の充実	産業課 こども未来課 企画課



	現 況 (平成 28 年度)	目 標 (平成 32 年度)
創業支援セミナー参加者に占める女性の割合	76.5 %	80 %
町内事業所における管理職に占める女性の割合	係長相当職	-
	課長相当職	-
	部長相当職	-
		25 %
		15 %
		10 %

4年後の姿

雇用機会や待遇などで男女格差が解消され、男女ともに個性や能力を十分に発揮しています。

男女ともに育児休業や介護休業を積極的に利用し、ゆとりと充実感を持って仕事と家庭や地域活動を両立しています。



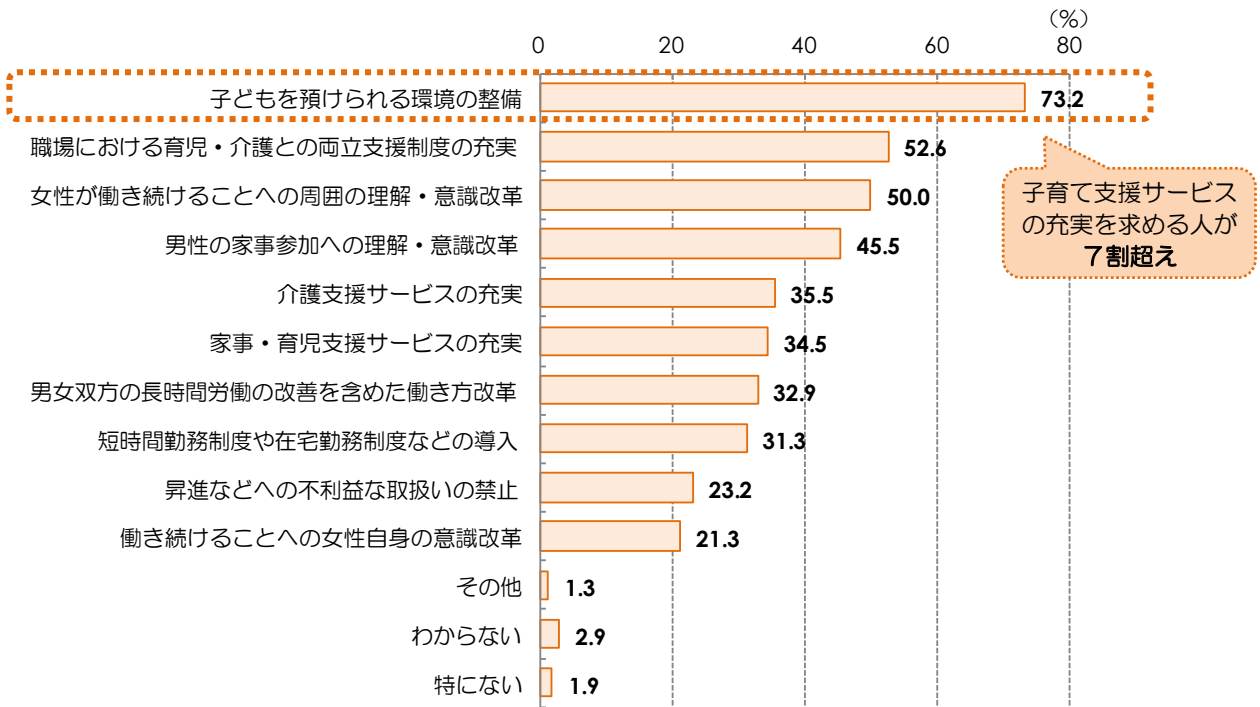
【表②】女性が職を持つことに対する考え

(単位：%)

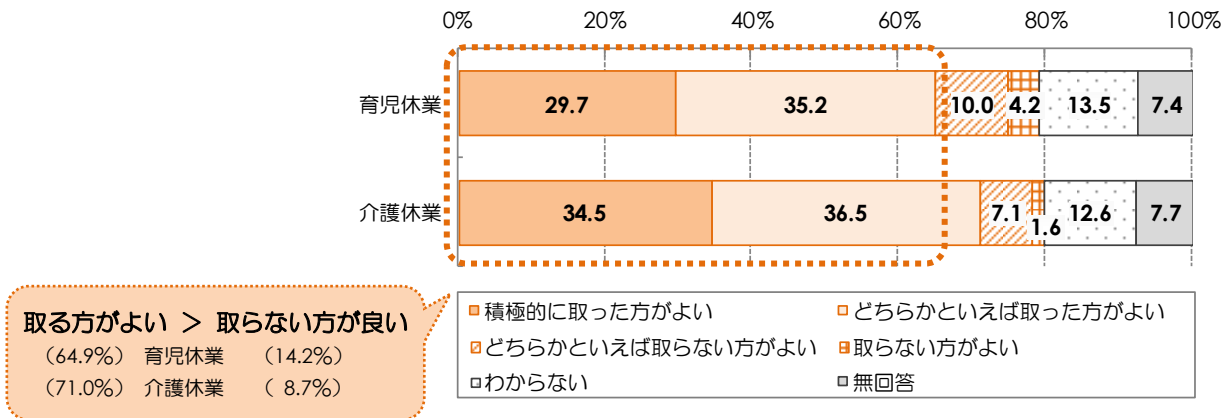
		女性は職業を持たない方がよい	結婚するまでは職業を持つ方がよい	子どもができるまでは、職業を持つ方がよい	子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい	子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい	その他	わからない	無回答
吉田町		0.3	3.2	7.7	43.9	34.5	2.9	3.9	3.5
性別	男性	0.7	2.2	6.6	42.3	38.7	2.2	4.4	2.9
	女性	—	4.1	8.7	45.3	30.8	3.5	3.5	4.1
《参考》静岡県		1.4	3.1	5.7	37.5	36.6	4.3	7.0	4.3
性別	男性	2.2	3.1	6.5	38.0	38.5	4.6	4.3	2.9
	女性	0.8	2.9	4.8	37.2	35.4	4.2	9.4	5.2

表②：平成27年度静岡県男女共同参画に関する県民意識調査
平成28年度吉田町男女共同参画に関する町民意識調査

【グラフ②】 女性が出産後も離職せず同じ職場で働き続けるために必要なこと



【グラフ③】 男性の育児・介護休業の取得に対する考え



グラフ②・グラフ③：平成 28 年度吉田町男女共同参画に関する町民意識調査



基本目標 3 家庭において

男女が家事・子育てや介護などすべてにおいて、ともによるこびや責任を分かち合うことができる家庭をつくる。

現状

- アンケートの結果によると、家庭における男女の役割分担について、理想では「女性が中心となって行い、男性も手伝う」が4割以上（44.8%）と最も多く、次いで「性別に関係なく、時間がある方が行う」が29.0%、「半分ずつ分担して行う」が18.4%と、家事を分担して行うことを希望する人が多い。（P.21 グラフ④）
- 現実（現状）の家事分担では、「女性が中心となって行い、男性も手伝っている」が約4割（44.2%）と最も多く、次いで「ほとんど女性が行っている」が39.1%となっており、女性が行っているケースが多い。（P.21 グラフ④）
- 主に夫の役割は「家計を支える（生活費を稼ぐ）」「自治会・町内会などの地域活動」となっているのに対し、妻の役割は「掃除、洗濯、食事の支度などの家事」「ゴミ出しなどの簡単な家事」「日々の家計の管理」「育児、子どものしつけ」「親の介護」となっており、夫は対外的な役割、妻は家庭内的な役割と分担されている傾向が見られる。
- 「子どもの教育方針や進学目標の決定」、「高額の商品や土地・家屋の購入の決定」では夫と妻が同程度の役割を担う項目として挙げられている。
- 親の介護をする役割については、「妻」が14.3%、「主に妻だが、夫も分担」が6.5%となっており、「夫」の1.4%を大きく上回っている。
- 夫や妻・恋人など親しい間柄にある男女間の暴力については、女性で「暴力を受けたことがある」が1割以上（12.2%）を占める。また、対応方法として「どこ（だれ）にも相談しなかった」が33.3%を占め、その理由としては「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」「相談してもむだだと思ったから」がそれぞれ4割以上と多い。また、「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」が2割以上を占める。（P.22 グラフ⑤・⑥）

課題

- ◆ 夫婦で家庭生活（家事・育児・介護・家計）を分担し、協力しお互いを尊重することが必要
- ◆ 男性の積極的な家事・子育て・介護への参画のための意識啓発が必要
- ◆ 配偶者及び交際相手間の暴力防止に関する啓発が必要
- ◆ 警察、民間団体等との連携の強化、相談機能の充実が必要
- ◆ 主体的に健康の保持・増進を図ることができるように、男女の性差に応じた健康管理の支援が必要

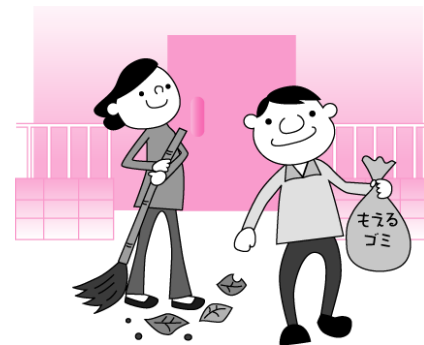
施策の方向と主な取組

施策の方向 1

男性の家事・育児・介護への参画促進

家庭は、コミュニティの最小単位を構成しています。家庭内においても、家族の誰もが人間として尊重し合い、男女平等や男女共同参画の意識を高めることが必要です。思いやりのあふれる家庭づくりのため、男性の家事・育児・介護への参画の意識を醸成していくことが重要です。

主な取組	主な推進課
①家庭におけるパートナーシップ意識の啓発 ②男性の子育てや介護等への参画の促進 ③男性の家事・育児能力向上の学習機会の充実	こども未来課 健康づくり課 福祉課 企画課



	現況 (平成 28 年度)	目標 (平成 32 年度)
男女共同参画の視点に立った子育て世代向けセミナー等の開催回数【再掲】	8 回/年	12 回/年
親の介護に携わっている男性（夫）の割合	52.9 %	60 %
家事に携わっている男性（夫）の割合	40 %	50 %
育児に携わっている男性（夫）の割合	65.9 %	80 %

施策の方向 2

多様なライフスタイル*を実現できる体制づくり

「男性は仕事」、「女性は家庭」といった固定的な役割を見直し、男女がお互いを助け合う家庭を築いていくことが大切です。そこで、仕事と家事、育児、介護との両立ができる環境が整備されるよう、子育て支援、介護サービスの充実を図る必要があります。

主な取組	主な推進課
①多様なニーズに対応した保育サービスの整備や放課後児童対策の充実 【再掲】 ②子育てに関する相談や交流の場の提供など地域における子育て支援の充実 ③介護保険サービス・介護予防事業の充実及び利用促進	こども未来課 健康づくり課 福祉課 企画課



	現 況 (平成 28 年度)	目 標 (平成 32 年度)
子育て支援センターの利用者数	12,388 人 (平成 27 年度)	15,000 人
保育所の待機児童数	0 人	0 人
一時預かり保育等を利用する児童の数	1,051 人 (平成 27 年度)	1,440 人
放課後児童クラブの待機児童数	0 人	0 人

施策の方向 3

お互いを思いやる心と身体健康づくり

お互いを思いやる家庭づくりのためには、男女のライフステージ*に応じて、心身の健康の保持・増進を図ることが重要です。適切な健康教育、相談体制の充実を図るとともに、近年増え続ける「夫や妻・恋人など親しい間柄にある男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス）」が人権侵害であることを周知し、それらの防止に努めることが重要です。

主な取組	主な推進課
①健康診査や健康教育、相談などによる健康保持の促進 ②不妊治療支援の充実 ③ドメスティック・バイオレンスに関する相談体制の充実 ④暴力根絶のための広報啓発活動の推進	健康づくり課 こども未来課 企画課



	現況 (平成 28 年度)	目標 (平成 32 年度)
不妊治療に対する精神的サポート件数	23 件/年 (平成 27 年度)	30 件/年
ドメスティック・バイオレンス防止のための啓発活動回数	2 回/年	3 回/年
ドメスティック・バイオレンスの相談窓口の周知度	-	70 %

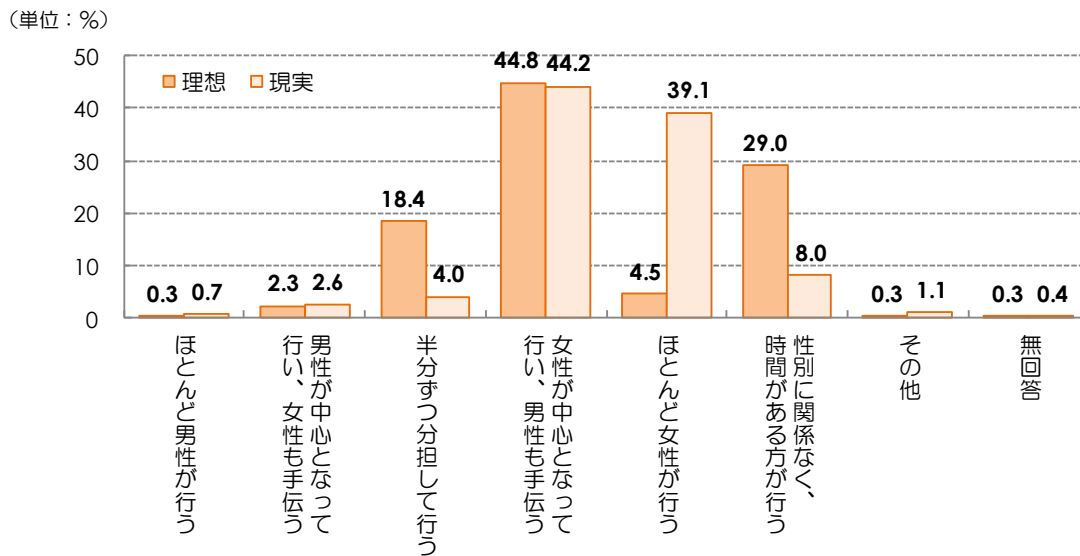
4年後の姿

家族がお互いに尊重し合い、ふれあいのある心豊かな家庭を築いています。

一人ひとりが家事、育児、介護などの家族としての責任を分かち合いながら、家庭と仕事や地域活動との調和のとれた生活を送っています。



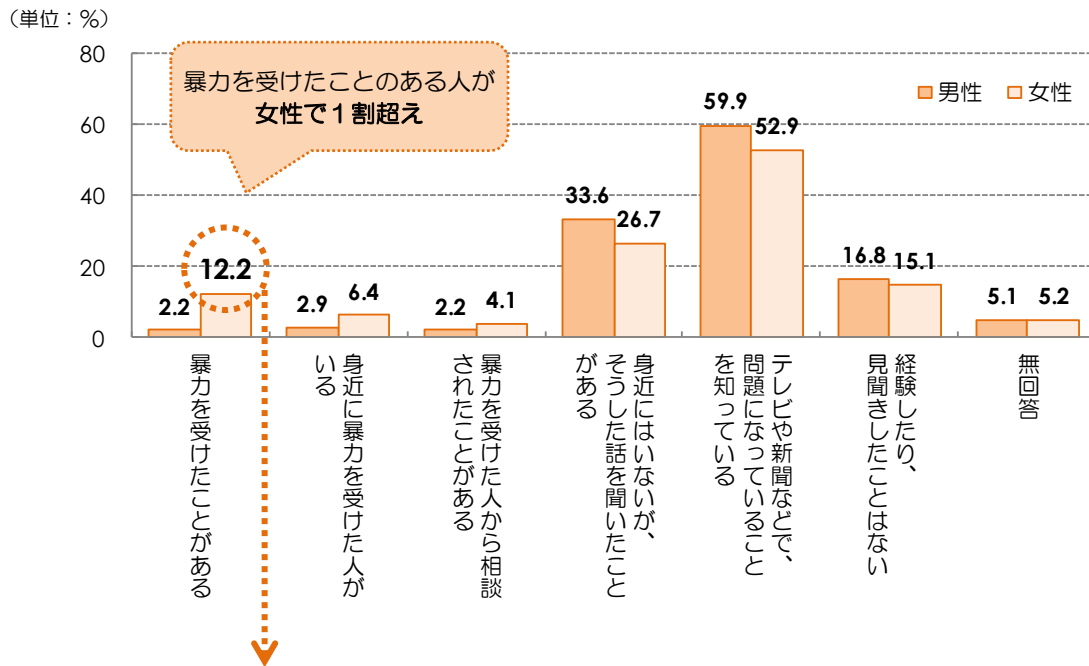
【グラフ④】 家庭における男女の役割分担の理想と現実



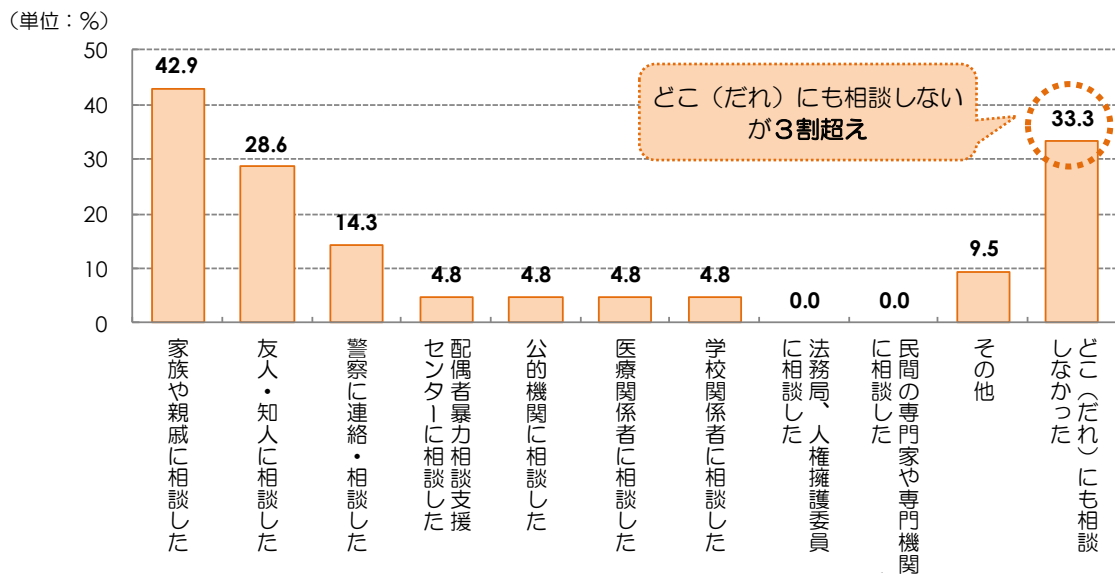
グラフ④：平成28年度吉田町男女共同参画に関する町民意識調査



【グラフ⑤】 夫や妻・恋人など親しい間柄にある男女間の暴力の有無



【グラフ⑥】 暴力を受けた人の相談先 (女性)



グラフ⑤・グラフ⑥：平成 28 年度吉田町男女共同参画に関する町民意識調査



基本目標4 地域において

誰もが参画しやすく、お互いに助け合い、安心して暮らせる活力ある地域をつくる。

現状

- アンケートの結果によると、自治会役員について、「女性の役員が増えた方がよいが、難しいと思う」が半数以上（53.9%）と最も多く、「女性の役員を増やすべき」（17.4%）と合わせると、女性の役員が増えた方が良いと考えている人が7割以上を占める。（P.26 グラフ⑦）
- 地域活動において女性が自治会の長などの役職につくことが少ない現状については、「社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」が半数以上（53.2%）と最も多く、次いで「女性自身が長などの役職につくのに消極的だから」（50.0%）の順となっている。
- 地域活動に参加しようとする時の障害としては、女性では「家事・育児・介護が忙しく、時間がない」「子どもの世話を頼めるところがない」「親や病人の介護を頼めるところがない」が主に男性より多く、日頃の家事・育児・介護の担い手となっているために参加できない人が多い。（P.27 グラフ⑧）
- 防災・災害復興対策については、「性別や多様性に配慮した対応の必要性がある」と感じている人が約8割（77.1%）となっている。
- 災害に備えるために必要だと思う施策では、「備蓄品について女性や介護者、障害者の視点を入れる」が半数以上（55.5%）と最も多く、次いで「町の防災会議や災害対策本部に女性の委員・職員を増やす」（47.1%）、「女性の意見や視点を取り入れた避難所運営マニュアルを作成する」（46.1%）、「日ごろからのコミュニケーション・地域でのつながりを大切にする」（45.2%）の順となっている。（P.27 グラフ⑨）

課題

- ◆ 役員等の選出の際に、男女共同参画の重要性の理解促進と、女性の積極的登用が必要
- ◆ 地域活動において、女性の意見や視点を反映させる環境整備が必要
- ◆ リーダー的役割を担う女性を増やすためには、固定的性別役割分担意識の解消と女性が活躍しやすい環境整備が必要

施策の方向と主な取組

施策の方向 1

地域における男女共同参画推進の基盤づくり

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある地域を構築するためには、男女がともに地域社会の一員としてさまざまな地域活動に参画することが重要です。そこで「男性が中心、女性は補助」といった固定的性別役割分担意識を払拭し、個人が個性と能力を十分に発揮できるよう地域における制度や慣行を見直していく必要があります。

主な取組	主な推進課
①審議会等における女性委員の積極的な登用 ②自治会や地域活動において、女性がリーダー的役割を担うことができる環境づくりの支援 ③地域における男女共同参画事例等の情報提供の充実	総務課 企画課



	現況 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
審議会等委員に占める女性の割合	17.9 %	25 %
自治会役員に占める女性の割合	4.2 %	7 %

施策の方向 2

男女共同参画の視点に立った防災の推進

地域における多様な生活者の視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力の向上を図ることが重要です。そのため、地域の防災に関する方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進し、女性の視点を重視した男女共同参画型の防災対策を確立する必要があります。

主な取組	主な推進課
①防災分野への女性の参画促進 ②男女のニーズを配慮した避難所設営、救援物資等防災体制整備の促進 ③自主防災組織*等での女性を対象にした研修会の開催	防災課 企画課

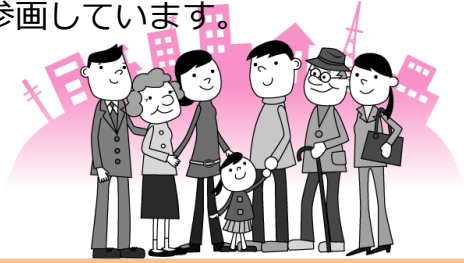


	現況 (平成28年度)	目標 (平成32年度)
地域防災指導員に占める女性の割合	15.2 %	16.8 %
女性消防団員の数	3 人	10 人

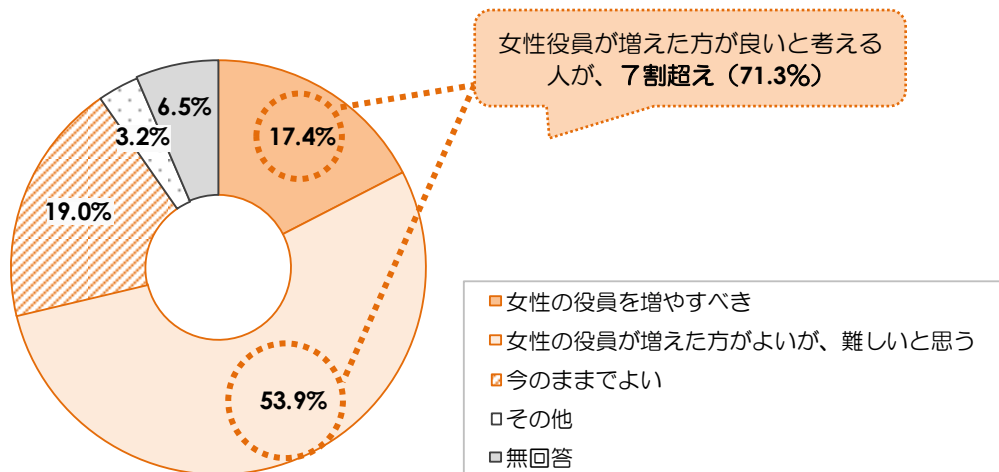
4年後の姿

固定的性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、まちづくりや防災などの活動に、男女がともにいきいきと参画しています。

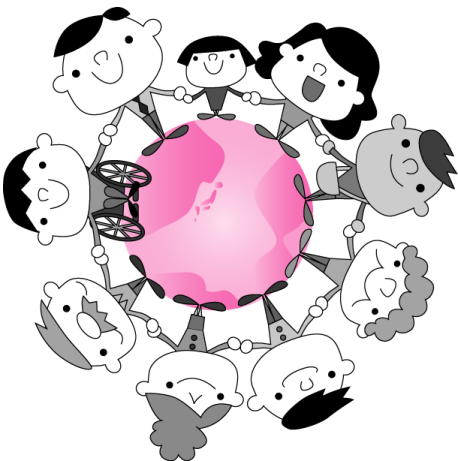
地域における方針の立案や決定過程に男女がともに参画し、多様な考え方を活かした地域活動が行われています。



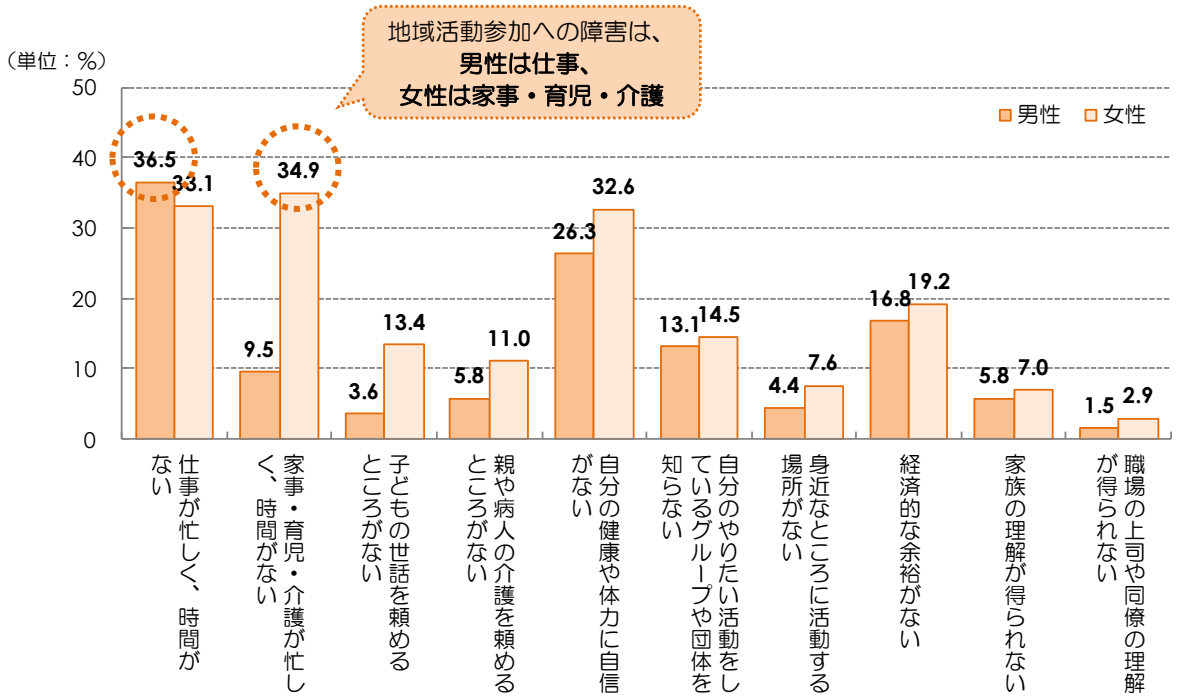
【グラフ⑦】 自治会役員の女性就任に対する考え



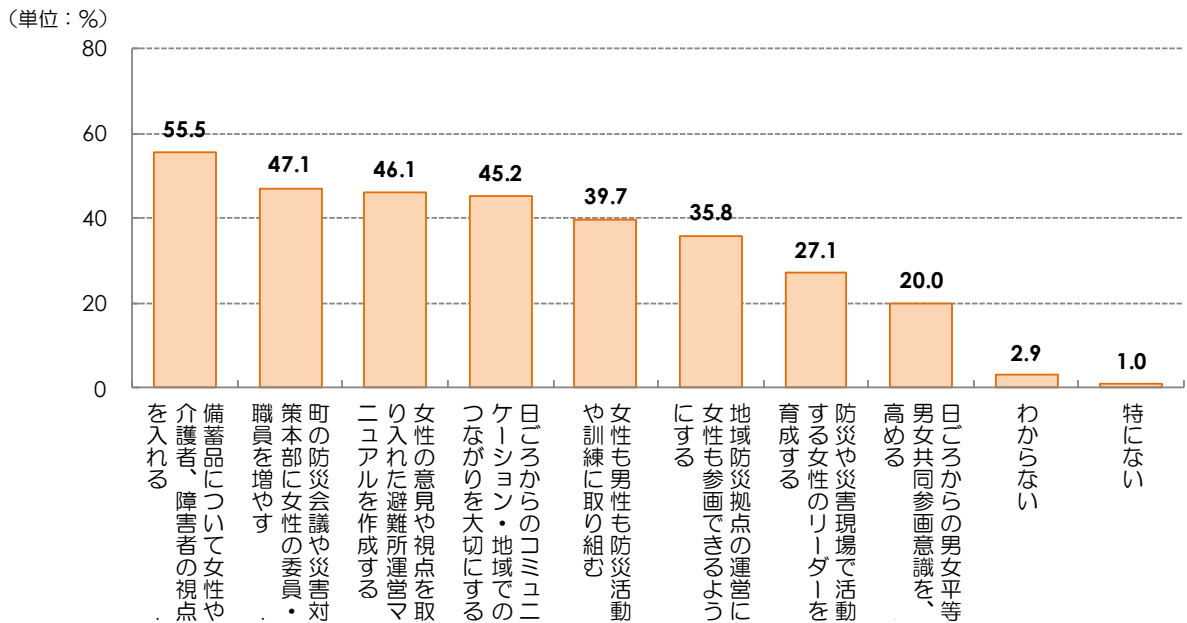
グラフ⑦：平成 28 年度吉田町男女共同参画に関する町民意識調査



【グラフ⑧】 地域活動に参加しようとする時の障害



【グラフ⑨】 災害に備えるために必要だと思う施策



グラフ⑧・グラフ⑨：平成28年度吉田町男女共同参画に関する町民意識調査

第3章 プランの推進に向けて

1 庁内における推進

(1) 庁内推進体制

- 吉田町男女共同参画基本計画推進委員会の定期的な開催
- 横断的かつ積極的な取組の推進

(2) 男女共同参画推進の率先実行

- 庁内推進体制の機能強化
- 女性管理職の積極的な登用
- 職員への男女共同参画に関する研修の充実

(3) 各種審議会等への女性の登用

- 行政における審議会等委員への女性の積極的な登用の推進

2 住民及び関係機関等との連携

(1) 住民との協働による推進

- 地域団体や企業等との連携
- 計画内容の周知、各種情報の提供、ネットワークづくりの支援
- 住民・企業・地域団体等の自主的かつ主体的な取組を推進・支援

(2) 国・県・関係機関との連携

- 国・県など上位計画との整合性への配慮
- 国や県及び男女共同参画関係機関等との連携・協力
- 情報共有を図るための体制の構築

3 男女共同参画に関する情報の提供

- 計画の進捗状況に関する情報公開
- 広報誌・ホームページ等を活用した男女共同参画に関する情報提供
- 男女共同参画に関する町民意識調査結果の公表
- 企業に対する働きかけの強化

4 施策の評価

- 吉田町男女共同プラン検討委員会による進捗状況の把握、施策の評価
- 制度改正等の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しや新たな施策の展開を検討

資料

- 1 社会的背景
- 2 吉田町男女共同参画プラン（第3次）策定までの経過
- 3 主な男女共同参画に関する動き
- 4 吉田町男女共同参画プラン検討委員会 設置要綱
- 5 吉田町男女共同参画プラン検討委員会 委員名簿
- 6 吉田町男女共同参画基本計画推進委員会 設置要綱
- 7 男女共同参画社会基本法
- 8 静岡県男女共同参画推進条例
- 9 用語解説
(本文中の*印の付いている言葉について、意味を掲載しています)

1 社会的背景

(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

我が国の総人口は、少子高齢化の進行とともに長期の人口減少過程に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、平成 22 年の国勢調査の約 1.3 億人から、平成 72 年には 8,674 万人と、現在の 6 割台まで減少すると推計されています。

人口減少や人口構造の変化による、まちや生活への影響は様々であり、地域の過疎化・空洞化や地域コミュニティ機能の低下、国内消費の減少、社会保障費の増大など、社会の活力低下や経済成長へのマイナス影響が懸念されています。

(2) 働き方の変化

従来は、「男性が仕事、女性は家事」という性別による役割分担の考え方が中心でしたが、近年は女性を取り巻く労働環境が次第に整備され、女性が結婚・出産後も仕事を続ける、共働きの家庭が増えています。こうした状況から、男性・女性とも仕事と家庭生活を両立できる環境づくりが求められています。

(3) 安心・安全意識の高まり

東日本大震災をはじめ、異常気象による大型台風の上陸や予測困難な局地的大雨、大雪などの自然災害が、これまでの想定を上回る規模で発生し、各地に大きな被害を与えています。首都直下地震対策や南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しによる危機管理体制の構築や被害を最小限にするための地域の実情に即した防災・減災対策が求められています。

(4) 個人の価値観・ライフスタイルの多様化

人口の流動化や核家族化の進行など、人間関係や地域社会への関わりが希薄化し、地域社会におけるコミュニティ機能が低下しています。一方で、東日本大震災や大雪などの自然災害を契機として、人と人との絆や地域コミュニティによる支え合いの重要性も再認識されてきています。

(5) 住民が主体となったまちづくりの推進

地域社会における課題の複雑化により、それぞれの地域の実情に即した柔軟な対応が必要になってきています。従来の行政主導型のまちづくりから、住民・団体・企業などが自ら主体となって地域自治に参画し、行政との適切な役割分担のもと、相互に責任をもちながら連携・協力し、政策形成への参画を推進していくことが必要です。

2 吉田町男女共同参画プラン（第3次）策定までの経過

年月日	検討委員会等
平成 28 年 8月5日～ 8月22日	「平成 28 年度吉田町男女共同参画に関する町民意識調査」実施 【調査対象】 吉田町在住の 16 歳以上の男女 1,000 人 【有効回収数（率）】 310 人（回収率 31.0%）
8月25日	第1回 吉田町男女共同参画プラン検討委員会 開催
10月11日	第1回 吉田町男女共同参画基本計画推進委員会開催
11月18日	第2回 吉田町男女共同参画基本計画推進委員会 開催
12月2日	第2回 吉田町男女共同参画プラン検討委員会 開催
平成 29 年 1月12日～ 1月25日	吉田町男女共同参画プラン（第3次）の素案に対する パブリックコメント手続きの実施
2月16日	第3回 吉田町男女共同参画プラン検討委員会 開催
2月27日	第3回 吉田町男女共同参画基本計画推進委員会 開催

3 主な男女共同参画に関する動き

	世界の動き	日本の動き
1975 (昭和 50) 年	国際婦人年 (目標: 平等、発展、平和) 「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催
1976 (昭和 51) 年	「国連婦人の十年」始まる	
1977 (昭和 52) 年		「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置
1979 (昭和 54) 年	国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択	
1980 (昭和 55) 年	「国連婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン)	
1981 (昭和 56) 年		「国内行動計画後期重点目標」策定
1985 (昭和 60) 年	『「国連婦人の十年」世界会議』(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准
1986 (昭和 61) 年		婦人問題企画推進本部拡充: 構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催
1987 (昭和 62) 年		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
1991 (平成 3) 年		「育児休業法」の公布
1993 (平成 5) 年		
1994 (平成 6) 年		男女共同参画室・男女共同参画審議会 (政令) 男女共同参画推進本部設置
1995 (平成 7) 年	第 4 回世界女性会議 (北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正 (介護休業制度の法制化)
1996 (平成 8) 年		男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画 2000 年プラン」策定
1997 (平成 9) 年		男女共同参画審議会設置 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布
1999 (平成 11) 年		「男女共同参画社会基本法」公布、施行
2000 (平成 12) 年	国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」閣議決定
2001 (平成 13) 年		男女共同参画会議、男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定
2002 (平成 14) 年		「改正育児・介護休業法*」施行
2003 (平成 15) 年		「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行
2004 (平成 16) 年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「児童虐待の防止に関する法律」改正
2005 (平成 17) 年	国連「北京+10」閣僚級会合 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」閣議決定
2006 (平成 18) 年	第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合 (東京)	「男女雇用機会均等法」改正
2007 (平成 19) 年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2009 (平成 21) 年		男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正
2010 (平成 22) 年	国連「北京+15」記念会合 (ニューヨーク) APEC 女性リーダーズネットワーク (WLN) 会合 (東京)	「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定
2011 (平成 23) 年	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関 (UN Women)」正式発足	
2012 (平成 24) 年	第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定
2013 (平成 25) 年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正
2014 (平成 26) 年	第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「日本再興戦略」改訂に『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる
2015 (平成 27) 年		「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」策定 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定
2016 (平成 28) 年		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行

静岡県の動き	吉田町の動き
「婦人のための静岡県計画」策定	
県女性総合センター「あざれあ」開館	吉田町女性団体連絡協議会が第1回女性のつどいを開催
「男女が共に創るしずおかプラン」策定	
「男女共同参画の日（7月30日）」制定 全国で初めてユニバーサルデザインに取り組む	
しずおかユニバーサルデザイン行動計画策定 「男女が共に創るしずおかプラン第2次アクションプログラム」策定	
「静岡県男女共同参画推進条例」施行 静岡県男女共同参画会議設置	各自治会において、男女共同参画社会研修会を開催
	職員への男女共同参画社会研修会を開催
「静岡県男女共同参画基本計画ハーモニックしずおか2010」策定 「しずおか男女共同参画推進会議」設立	
「静岡県男女共同参画白書」発行	吉田町男女共同参画基本計画推進委員会を設置
	「吉田町男女共同参画プラン」策定
「静岡県男女共同参画基本計画ハーモニックしずおか2010 後期実践プラン」策定 「男女共同参画社会づくり宣言」推進事業開始	
「第2次静岡県男女共同参画基本計画」策定	「吉田町男女共同参画プラン（第2次）」策定
	「吉田町男女共同参画プラン（第2次）」改訂
「第2次静岡県男女共同参画基本計画・第2期実践計画」策定	
	自治会役員への女性登用促進制度の創設
	「吉田町男女共同参画プラン（第3次）」策定

4 吉田町男女共同参画プラン検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条の規定に基づき、吉田町が目指す男女共同参画社会を実現するための指針となる吉田町男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の策定を検討し、及び評価を行うため、吉田町男女共同参画プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) プランの評価に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
 - (2) その他町長が必要と認める者
- 2 委員会に、委員長を置く。
 - 3 委員長は、町長が指名した者をもって充てる。
 - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見又は説明を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会にワーキンググループを置き、プランの策定及び推進に必要な調査及び検討を行う。

- 2 ワーキンググループは、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 ワーキンググループの会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会及びワーキンググループの庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

所 属	職 名
総 務 課	人材育成統括
防 災 課	防災統括
企 画 課	まちづくり推進統括
町 民 課	住民窓口統括
福 祉 課	社会福祉統括、高齢者福祉統括
こども未来課	児童福祉統括
健康づくり課	保健統括、健康増進統括
産 業 課	商工観光水産統括
学 校 教 育 課	学校教育統括
生 涯 学 習 課	社会教育統括

5 吉田町男女共同参画プラン検討委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

氏名	役職等	備考
犬塚 協太	静岡県立大学国際関係学部教授 静岡県立大学男女共同参画センター長	委員長
三輪 早苗	吉田町女性団体連絡協議会会長	
小野田 祥久	オカモト株式会社静岡工場 総務人事課長	
大川原 綾乃	株式会社大川原製作所 管理本部社長秘書室課長	
鈴木 寿夫	吉田町校長会代表（住吉小学校校長）	
久保田 さな江	吉田町教育委員会委員	
岩本 真弓	吉田町PTA連絡協議会書記	
鈴木 佐知子	特別養護老人ホーム住吉杉の子園施設長	
大石 勝郎	吉田町自治会連合会会長（片岡区自治会長）	
鈴木 悠	吉田町保育園保護者会会長	

6 吉田町男女共同参画基本計画推進委員会 設置要綱

(設置)

第1条 吉田町における男女共同参画社会づくりを推進するため、吉田町男女共同参画基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 吉田町男女共同参画基本計画の推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会づくりの推進に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に定める職にある者をもって組織する。

町長 副町長 教育長 理事 防災監 参事 総務課長 防災課長 企画課長 税務課長
町民課長 福祉課長 こども未来課長 健康づくり課長 産業課長 建設課長 都市環境
課長 上下水道課長 会計課長 議会事務局長 学校教育課長 生涯学習課長 吉田町牧
之原市広域施設組合事務局長 吉田町牧之原市広域施設組合教育委員会事務局長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は町長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は副町長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日要綱第3号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月11日要綱第20号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日要綱第16号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日要綱第22号）
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日要綱第16号）
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月20日要綱第4号）
この要綱は、平成23年1月20日から施行する。

附 則（平成23年12月28日要綱第37号）
この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日要綱第6号）
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月1日要綱第29号）
この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日要綱第23号）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

7 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条－第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条－第 25 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**(男女共同参画基本計画)**

- 第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄**(施行期日)**

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄**(施行期日)**

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

8 静岡県男女共同参画推進条例（平成13年7月24日）静岡県条例第46号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策（第6条－第13条）

第3章 静岡県男女共同参画会議（第14条－第16条）

附則

男女の人権が性別にかかわらず尊重され、かつ、少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など社会経済情勢の変化に対応できる真に豊かで活力ある社会に向けて、男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題であるとともに、私たちすべての願いである。

静岡県では、県民の協力を得て男女共同参画の推進に関する様々な施策を実施してきたが、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、根強く残る性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行の是正や政策及び方針の決定過程への女性の参画促進などの取組をより一層進めていく必要がある。

このため、私たちは、互いにその個人としての尊厳を重んじ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、県、市町村及び県民の連携、協働の下に、その取組を力強く推進することを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思により職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的格差改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（県の責務）

第3条 県は、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、性別による差別的取扱いをしないこと、男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を見直すことその他の取組により男女共同参画を推進するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民は、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方を不快にさせその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。以下同じ。）を根絶するよう努めなければならない。

3 県民は、情報を公表するに当たっては、性別による差別、男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを助長する表現を用いないことを旨としなければならない。

(民間の団体の責務)

第5条 民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項を行うよう努めなければならない。

(1) 当該団体における方針の決定過程に男女が共同して参画する機会を確保すること（積極的格差改善措置を含む。）。

(2) 当該団体を構成する男女が、当該団体における活動と家庭生活その他の分野における活動とを両立して行うことができるよう配慮すること。

第2章 男女共同参画の推進に関する総合的対策

(基本的施策)

第6条 県は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

(1) 男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の見直し並びに男女が共に社会に参画するための意識の改革を進めること。

(2) 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する学校教育その他の教育を充実すること。

(3) 県及び市町村における政策の決定過程並びに民間の団体における方針の決定過程への女性の参画の拡大を促進すること。

(4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、子の養育、家族の介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、社会環境の整備を進めること。

(5) 職場における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女の職業生活と家庭生活その他の生活との両立の支援並びに多様な働き方が可能となる就業環境の整備を進めること。

(6) 男女が、共に国際社会及び地域社会の一員として、様々な活動に参画することができるよう支援すること。

(7) 男女間の暴力及びセクシュアル・ハラスメントを根絶するよう積極的な対応を図ること。

(8) 産む性としての女性が、自ら健康の保持及び増進を図ることができるよう支援すること。

(9) その他男女共同参画を推進するために必要な施策

(基本計画の策定)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標数値
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、静岡県男女共同参画会議に意見を求めるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(広報活動)

第9条 知事は、男女共同参画に関する県民の理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(男女共同参画の日)

第10条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

- 2 男女共同参画の日は、7月30日とする。
- 3 知事は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第11条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する県民からの苦情又は相談の申出に対して、関係機関と協力して適切な処理を行うものとする。

- 2 知事は、前項の申出を処理する職員を置くものとする。

(民間の団体の協力)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、民間の団体に対し、男女共同参画に関する取組状況について資料の提出その他の協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

第3章 静岡県男女共同参画会議

(設置及び所掌事務)

第14条 県に、静岡県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。
- (2) 知事の諮問に応じ、基本的かつ総合的な男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 県の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第11条第1項に規定する県民からの苦情又は相談の申出に対する処理について、知事に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織及び委員)

第15条 参画会議は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第16条 この章に定めるもののほか、参画会議に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

9 用語解説

あ 行

育児休業・介護休業

「育児休業」は、子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業。「介護休業」は、一定の親族を介護する労働者が法律に基づいて取得できる休業。

か 行

固定的性別役割分担意識（ジェンダー意識）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」、「女性なのに気が効かない」、「男性なのに意気地がない」などの、“女性だから”“男性だから”という、性別によって役割や責任を分担するのが当然と考える意識。

さ 行

自主防災組織

災害対策基本法第5条2において規定される。「自分たちのまちは自分で守る」という、地域住民の連携に基づき、結成される防災組織。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的とする法律。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられた。

ストーカー規制法

ストーカー行為等の規制等に関する法律。ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等を定め、ストーカー行為の被害から守ることを目的とする法律。

ストーカー行為

特定の人間に対して好意または怨恨を抱いてつきまとい等の行為を繰り返すこと。

セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

職場・学校などで（法的な取決めがあるのは職場のみ）、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為」を指す。

た 行

男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。男女の雇用の均等を目標とする法律。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

同居関係にある配偶者や内縁関係、両親・子・親戚などから受ける家庭内暴力のこと。近年ではドメスティック・バイオレンスの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

は 行

ポジティブ・アクション

積極的改善措置。社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対し、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の実現を目的として講じる措置。

ま 行

マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

職場などでの、妊娠・出産に関する嫌がらせ。妊婦に直接嫌がらせを言ったりしたりするほか、妊娠を理由に自主退職を強要する、育児休暇を認めない、妊娠しないことを雇用の条件にするなどの行為も含まれる。

ら 行

ライフスタイル

生活の様式。その人間の人生観、価値観、アイデンティティを反映した生き方。

ライフステージ

人が生まれてから死ぬまでに経験する乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などの各段階のこと。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、自己の人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

吉田町男女共同参画プラン（第3次）

平成 29 年 3 月

発 行 吉田町

企画・編集 吉田町企画課

〒421-0395

静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地

T E L : 0548-33-2135

F A X : 0548-33-2162

E-mail : kikaku@town.yoshida.shizuoka.jp





吉田町男女共同参画プラン（第3次）

平成 29 年 3 月